

報告第4号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

（処分事項）

三田市市税条例の一部を改正する条例の制定

平成23年8月30日提出

三田市長 竹内英昭

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第4号

三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成23年6月30日

三田市長 竹内英昭

（専決処分すべき事項）

三田市市税条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市条例第 2 1 号

三田市市税条例の一部を改正する条例

三田市市税条例(昭和 3 2 年三田町条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 3 第 2 項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第 3 6 条の 4 第 1 項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に改める。

第 6 1 条第 9 項及び第 1 0 項中「第 3 4 9 条の 3 第 1 1 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 1 2 項」に改める。

付則第 1 0 条の 2 第 5 項中「第 3 1 条の規定による認定」を「第 7 条第 1 項の登録」に改める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第 1 0 条の 2 第 5 項の改正規定は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成 2 3 年法律第 3 2 号)の施行の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の三田市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成 2 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 2 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第 1 0 条の 2 第 5 項の規定は、前条ただし書に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成 2 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行の日から同条ただし書に定める日の前日までの間に新築された同条ただし書に掲げる規定による改正前の地方税法附則第 1 5 条の 8 第 4 項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。